

**多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)
整備等事業 実施方針**

**平成16年10月
東京都病院経営本部**

【目 次】

第1	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容に関する事項	1
(1)	事業名	1
(2)	対象となる公共施設の種類	1
(3)	公共施設等の管理者等	1
(4)	事業実施場所	1
(5)	当事業の背景、目的	1
(6)	事業内容	4
(7)	事業に必要とされる関連法令等	5
(8)	地域経済の振興	6
(9)	事業方式	6
(10)	事業期間	6
(11)	事業スケジュール	6
2	特定事業選定に当たっての考え方等に関する事項	7
(1)	選定に当たっての考え方	7
(2)	選定手順	7
(3)	選定結果及び選定における客観的評価の公表方法	7
第2	事業者の募集及び選定に関する事項	8
1	募集及び選定スケジュール	8
(1)	事業者選定の考え方	8
(2)	募集及び選定スケジュール	8
(3)	本事業にかかるアドバイザー	9
2	事業者の審査及び選定に関する事項	10
(1)	審査及び選定に関する基本的考え方	10
(2)	審査及び選定結果及び評価の公表方法	10
(3)	提出書類の取扱い	10
第3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	11
1	都に提供されるサービスの水準	11
2	想定される責任及びリスクの考え方と分担	11
(1)	責任分担の考え方	11
(2)	想定されるリスクと責任の分担	11
3	都による事業の実施状況の監視	11
(1)	設計時	11
(2)	工事施工時	11
(3)	工事完成時	11
(4)	運営期間中	11
(5)	事業期間満了時の措置	11

4	サービスの対価としての委託費等の支払い.....	1 2
第4	施設の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	1 3
1	整備対象施設の概要.....	1 3
(1)	多摩広域基幹病院（府中病院）.....	1 3
(2)	小児総合医療センター（現清瀬小児病院・現八王子小児病院・現梅ヶ丘病院）...	1 5
2	施設の立地条件.....	1 8
(1)	建設計画地.....	1 8
(2)	計画敷地面積.....	1 8
(3)	地域地区等.....	1 8
3	土地の使用に関する事項.....	1 8
4	建物等の建設要件等.....	1 8
第5	事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	1 9
第6	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項.....	1 9
1	事業者の債務不履行の場合.....	1 9
2	都の債務不履行の場合.....	1 9
3	当事者の責に帰すことのできない事由により事業継続が困難となった場合.....	1 9
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	2 0
1	法制上及び税制上の措置に関する事項.....	2 0
2	財政上及び金融上の支援に関する事項.....	2 0
3	その他の支援に関する事項.....	2 0
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	2 0
1	債務負担行為.....	2 0
2	情報提供.....	2 0
3	入札に伴う費用負担.....	2 0
4	実施方針等に係る質問・提案の受付.....	2 0
5	質問に対する回答等.....	2 1
様式1	実施方針等に対する質問書.....	2 2
様式2	実施方針等に対する提案書.....	2 3
	リスク分担表（案）.....	2 4
	多摩メディカル・キャンパス配置図.....	2 6
	多摩広域基幹病院（仮称）・小児総合医療センター（仮称）建設イメージ図.....	2 7

東京都（以下「都」という。）は、多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）整備等事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号：以下「PFI法」という。）に基づき、実施することとする。

本実施方針は、PFI法に基づき特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、本事業の実施に関する方針として定めるものである。

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）整備等事業

(2) 対象となる公共施設の種類

病院施設及びその附帯施設（以下「病院施設等」という。）

(3) 公共施設等の管理者等

東京都知事 石原 慎太郎

(4) 事業実施場所

ア 建設計画地：東京都府中市武蔵台二丁目8番地の4他

計画敷地面積：約52,000㎡

(5) 当事業の背景、目的

ア 「都立病院改革マスタープラン」

「都立病院改革会議報告書（平成13年7月）」を受けて取りまとめた「都立病院改革マスタープラン（平成13年12月）」では「患者中心の医療」と「総体としての医療サービスの向上」を目的として、「都立病院改革を着実に推進すること」を掲げている。

また、都立病院の基本的役割として「高水準で専門性の高い総合診療基盤に支えられた『行政的医療』を適正に都民に提供し、他の医療機関等との密接な連携を通じて、都における良質な医療サービスの確保を図る」ことが命題であるとしている。

さらに都立病院改革の基本方針である「医療機能の集約とネットワークの充実強化」を実現して、都民に対する医療サービスの向上を図るため、都立病院の再編整備を行う。

イ 「都立病院改革実行プログラム」

病院経営本部として「都立病院改革」を着実に推進し、都民に対する総体としての医療サービスの向上を目指すため、「都立病院改革マスタープラン」で示した内容を、今後どのように具体的に実現していくかについて、収支推計等の財政計画を含めて明らかにすることを目的として、平成15年1月に「都立病院改革実行プログラム」を策定した。

都立病院の再編整備に当たっては、各都立病院の性格を「広域基幹病院」「センター的機能病院」「地域病院」の三つの類型に整理した上で、以下の視点に立ち都民に対する医療サービスの充実を図る。

- (ア) 救急医療の充実強化
- (イ) 小児医療の充実強化
- (ウ) 医療機能の集約による都民ニーズへの対応
- (エ) 高齢者医療の普及拡大
- (オ) 区部、多摩地域における医療拠点の整備
- (カ) 地域医療への支援拡充

ウ 再編整備後の都立病院

上記改革方針に沿って、都直営の病院は、現状の14病院から下記8病院へ再編整備を進めている。

病院分類		再編整備後	再編整備前
都直営	広域基幹病院	区部広域基幹病院	墨東病院
		多摩広域基幹病院	府中病院
	センター的機能病院	救急・災害医療センター	広尾病院
		小児総合医療センター	清瀬小児病院・八王子小児病院・梅ヶ丘病院
		周産期・小児医療センター リウマチ・膠原病医療センター	大塚病院
		がん・感染症医療センター	駒込病院
		精神医療センター	松沢病院
		神経難病医療センター	神経病院
運営形態見直し	地域病院	財団法人東京都保健医療公社大久保病院 (平成16年4月1日～)	大久保病院
		区南部地域病院	荏原病院
		多摩北部地域病院	多摩老人医療センター
	検討中	板橋区への移管について検討中	豊島病院
		再編整備について検討中	老人医療センター

再編整備後の名称は全て仮称である。(大久保病院を除く)

周産期・小児医療センターとリウマチ・膠原病医療センターは一病院として整備する。

以下、仮称で記載する。

エ 本事業の目的

平成13年12月策定の「都立病院改革マスタープラン」及びマスタープランをより具体化した実施計画として平成15年1月に策定した「都立病院改革実行プログラム」に基づき、府中病院を「多摩広域基幹病院」として再編整備し運営するとともに、清瀬小児病院・八王子小児病院・梅ヶ丘病院を移転、統合し、「小児総合医療センター」として再編整備し、運営する。

キャンパス内各施設の整備について、基本的な考え方は以下のとおりである。

- (ア) 多摩広域基幹病院については、現府中病院の老朽化が著しく、また、現在地において運営しながら改築することは困難であるため、隣接する、現在一般会計所有の土地に全面改築を行う。
- (イ) 小児総合医療センターについては、平成15年9月にまとめられた「多摩地域における小児医療体制検討会」の報告を受け、小児三次救急医療や、障害を持つ在宅患者等に対する専門医療などの機能強化を図るとともに、多摩広域基幹病院と密接に連携・協力した運営を行っていけるよう、それぞれを隣接する一体的な施設として整備する。
- (ウ) 多摩広域基幹病院及び小児総合医療センターの整備に当たっては、より効率的かつ効果的に事業を推進していくため、PFI手法の導入を目指し手続きを進めていく。
- (エ) 緊急登院対応や研修医向けの職務住宅と併せて、医師招へいのための宿舎(ゲストハウス)、患者・家族支援のための家族宿泊施設を整備する。
- (オ) 施設等の効率的な運用を図る観点から、建築においては医局、講堂、会議室、管理部門、機械室等、施設等の共用化を図るほか、共同利用する部門や医療機器類について今後さらに検討し、可能な限り、小児総合医療センター、多摩広域基幹病院の両病院はもとより、キャンパス内の他施設との共同利用ができるよう工夫していく。
- (カ) 今後、「神経難病医療センター」として整備する神経病院においては、現施設における附帯設備等の老朽化が進んでおり、施設改修工事が必要である。しかし、同病院の特性から規模を縮小しつつ全面改修を進めることは困難であり、併せて外来部門の設置を行う必要があるため、関係者間でキャンパス内の施設配置を十分協議する中で、具体的に整備時期・内容を決定していく。
- (キ) さらに、府中療育センター、神経科学総合研究所、府中看護専門学校など、キャンパス内施設の具体的整備については、今後、関係局と十分協議し、決定していく。

オ 整備予定の機能等

	センター的医療機能	重点医療課題
多摩広域基幹病院 入院規模：750床 外来規模：1,500人程度/日	三次救急医療 結核医療 精神科救急医療	がん医療 難病医療(リウマチ膠原病系・ 特定内臓系) 骨髄移植医療 障害者歯科医療 心臓病医療 脳血管疾患医療 専門リハビリテーション医療 キャリアオーバー医療
小児総合医療センター 入院規模：600床 外来規模：750人程度/日	小児専門医療 (心臓病・がん医療等) 小児救急医療 小児精神医療 周産期医療	小児結核医療 小児難病医療 小児骨髄移植医療 小児臓器移植医療 思春期医療 障害児歯科医療 キャリアオーバー医療

(6) 事業内容

募集要項等に定める手続きによって選定され、都と事業契約を締結した民間事業者(以下「事業者」という。)は、PFI法に基づき、以下の業務を遂行する。

ア 病院経営支援業務

- (ア) 開設準備業務
- (イ) 病院経営支援業務
- (ウ) 一般管理支援業務

イ 診療技術支援業務

- (ア) 検体検査業務
- (イ) 食事の提供業務
- (ウ) 医療作業業務
- (エ) 医療機器の管理・保守点検業務
- (オ) 患者等の搬送業務

ウ 物品管理業務

- (ア) 物品管理業務
- (イ) 滅菌消毒業務
- (ウ) 洗濯業務
- (エ) ベッドセンター業務

エ 調達関連業務

- (ア) 薬剤
- (イ) 診療材料
- (ウ) 医療機器
- (エ) その他備品

オ 情報管理関連業務

- (ア) 病院情報システムの開発・整備業務（基幹システムは除く）
- (イ) 病院情報システムの運営・保守管理業務
- (ウ) 診療情報管理業務
- (エ) 医療事務業務

カ 病院施設等の建設業務（以下カ(ア)～(ク)の業務を総称して「建設」という。）

- (ア) 施設整備に係る事前調査及びその関連業務
- (イ) 施設の設計及びその関連業務（許認可手続き等）
- (ウ) 施設の建築・土木工事及びその関連業務
- (エ) 周辺影響調査、対策業務
- (オ) 電波障害調査、対策業務
- (カ) 施設の機械・電気・給排水設備工事及びその関連業務
- (キ) 工事監理業務
- (ク) 建設工事に伴う各種申請業務

キ 病院施設等維持管理業務

- (ア) 清掃業務
- (イ) 施設メンテナンス業務
- (ウ) 保安警備業務

ク その他業務

- (ア) 利便施設運営業務（売店・レストラン・理髪店等）

(7) 事業に必要とされる関連法令等

事業者は、以下に列挙するもののほか、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令等を遵守する。

- ア 医療法
- イ 地方自治法
- ウ 地方公営企業法
- エ 建築基準法
- オ 都市計画法
- カ 消防法
- キ 高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
- ク 健康保険法
- ケ 老人保健法
- コ 薬事法
- サ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

- シ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ス 水質汚濁防止法
- セ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
- ソ 高圧ガス保安法
- タ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
- チ 東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例
- ツ 東京都福祉のまちづくり条例
- テ 東京における自然の保護と回復に関する条例
- ト 府中市地域まちづくり条例
- ナ 府中市都市景観条例

(8) 地域経済の振興

本事業は、調達関連業務や施設等の維持管理業務など様々なサービスに伴う雇用機会を創出することから、事業者には、地元企業の育成や地域経済の振興にも配慮することが期待される。

(9) 事業方式

事業者が、自ら資金調達を行って施設を建設 (Build) し、その施設の所有権を都に移管 (Transfer) した後、その施設において都の求めるサービスを提供 (Operate) する B T O方式とする。

(10) 事業期間

本事業の事業期間は建設期間及び運営開始後 1 5 年間とする。建設期間は応募提案に基づき事業契約で合意するものとする。

(11) 事業スケジュール

ア 実施方針の公表	平成 1 6 年 1 0 月 1 2 日
イ 特定事業の選定	平成 1 6 年 1 2 月下旬
ウ 入札公告・募集要項の配布	平成 1 7 年 3 月下旬
エ 落札者の決定、基本協定の締結	ウから約 1 0 ヶ月程度
オ 事業者の決定、事業契約の締結	平成 1 8 年中
カ 開設	平成 2 1 年度末

2 特定事業選定に当たっての考え方等に関する事項

以下の考え方及び手順に従い、本事業を特定事業として選定することとする。

(1) 選定に当たっての考え方

以下の考え方をもとに、本事業をPFI手法により実施した場合、従来型の手法により実施した場合に比べて、公的財政負担の縮減及び病院経営の効率化が図れることが見込まれる場合に限り、特定事業として選定する。

ア 公的財政資金の削減

事業期間中における公的財政資金について、建設費及び運営維持管理委託費の観点から定量的評価を行い、その結果として、公的財政資金の削減が見込めること。

イ 公的サービス水準の向上及び公共リスクの低減

事業期間中における事業リスク及び公共サービス水準について定性的評価を行い、その結果として、公共サービス水準の向上及び公共負担リスクの低減が見込めること。

(2) 選定手順

次の手順により客観的評価を行い、評価結果を公表する。

ア コスト算出による定量的評価

イ PFI事業として実施することの定性的評価

ウ 選定事業者に移転されるリスクの評価

エ アからウまでに掲げる事項の総合的評価

(3) 選定結果及び選定における客観的評価の公表方法

前項の評価項目に基づき、特定事業を選定した場合は、VFM(Value For Money)評価結果を明らかにした上、都のホームページ等により公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととしたときも、同様に公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

本事業の募集は、募集要項に規定する要求水準が満たされることを前提とし、以下の考え方及び手順に従い事業者を選定する。

1 募集及び選定スケジュール

(1) 事業者選定の考え方

事業者の募集及び選定に関する主な留意点は、以下に示すとおりである。

ア 事業者に求めるもの

本事業で事業者を募集及び選定するに当たっての基本姿勢は、以下に示すとおりである。

- (ア) 病院との協業を前提に、病院側にたった民間の経営ノウハウやマネジメント手法を活用し、各病院の運営理念及び基本方針の実現を確実にする役割を果たすことを求める。具体的には、事業者の経営ノウハウ、マネジメント手法を活用して、要求水準に合致したサービスの質と価格を常に最適化する機能を発揮すること及びそのサービスを提供するために必要な施設の建設及び運営維持管理業務等に関して、質と価格を最適化して実施することである。

- (イ) 事業者に求められる資質は、PFI事業を統括して最適化する役割と、本事業がより良い方向に向かうために病院経営に対する適切な助言を行う役割を果たすことである。

イ 実施方針等に関する質問・提案の受付等について

市場との対話を重視するため、都は以下の手順で実施方針等に対する質問・提案の受付、ヒアリングを行う。

(ア) 実施方針等に関する説明会

平成16年10月15日(金曜日)

(イ) 実施方針等に関する質問・提案の受付

第1回：平成16年10月18日(月曜日)から10月22日(金曜日)まで

第2回：平成16年11月15日(月曜日)から11月19日(金曜日)まで

(ウ) 実施方針等に関する回答の公表

第1回提出期間の質問等への回答：平成16年11月9日(火曜日)公表予定

第2回提出期間の質問等への回答：平成16年11月30日(火曜日)公表予定

(2) 募集及び選定スケジュール

ア 募集要項及びその他の条件提示・・・入札公告後1ヶ月間程度で実施

(ア) 入札公告・募集要項の配布

(イ) 募集要項の説明会

(ウ) 募集要項に関する質問の受付

(エ) 募集要項に関する回答公表

イ 一般競争入札参加資格確認等の実施・・・上記ア終了後1ヶ月間程度で実施
応募者の負担を最小限に抑えながらも、都が求める事業者を選定するため、書類審査及び面接審査により、「第2 1(1)ア」に示す点に重点を置いた能力審査を行い、一般競争入札参加資格の確認を行う。

- (ア) 入札参加申請書類受付
- (イ) 入札参加申請書類についてヒアリング
- (ウ) 入札参加資格の確認結果通知
- (エ) 入札参加資格がないと認めた場合の理由説明請求に対する対応

ウ 総合評価一般競争入札の実施・・・上記イ(ウ)終了後8ヶ月間程度で実施

上記イにより確認した入札参加有資格者から、PFI事業の「具体的な実施方法」及び「見積価格」の提案を受け、これを総合的に評価し、落札者を決定する。

- (ア) 質疑の受付
- (イ) 入札応募書類受付
- (ウ) 応募書類についてヒアリング
- (エ) 落札者の決定、基本協定の締結

エ 落札者決定後の手順

落札者決定後、入札時に提示された条件の下に、都と落札者は速やかな事業契約の締結等を約束する基本協定を直ちに締結する。落札者は、基本協定締結を受けて、入札条件(要求水準及び契約条件等)を満たす事業計画の作成に着手し、その事業計画を基に都との協議を行う。また、落札者は、事業契約を締結するに当たって、募集要項において設立を求められている特別目的会社を速やかに設立し、都との間でPFI事業契約を締結するものとする。

(3) 本事業にかかるアドバイザー

都は、以下の者を本事業にかかるアドバイザーとする。

- ア 株式会社日本総合研究所
- イ アイテック株式会社
- ウ 株式会社横河建築設計事務所
- エ 西村ときわ法律事務所

2 事業者の審査及び選定に関する事項

(1) 審査及び選定に関する基本的考え方

事業者選定に際しては、学識経験者等の外部委員と都職員とにより構成される「多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）整備等事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。事業者選定基準は、審査委員会において承認を得た後、入札公告時に公表する。なお、審査委員会を構成する委員の氏名は募集要項で公表する。

(2) 審査及び選定結果及び評価の公表方法

審査委員会における審査及び選定の概要については、都のホームページ等により公表する。

(3) 提出書類の取扱い

ア 著作権

応募提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業に関する報告等のため、都が必要な場合には、応募提案書類の内容を無償で使用できるものとする。

イ 応募書類の返却

応募提案書類、その他応募者から提出された書類は返却しない。

ウ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工業材料、施工方法及び維持管理方法等を使用することにより生じる責任は、原則として応募者が負うこととする。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 都に提供されるサービスの水準

事業者は、募集要項に規定する、病院施設等の機能（性能要件）を十分満たすことが可能な建設及び運営維持管理を行うこととする。都に提供されるサービスの水準は、原則として募集要項公表時の要求水準書に規定するが、市場との対話のために現時点の要求水準書（案）を示す。

2 想定される責任及びリスクの考え方と分担

（1）責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本とする。病院施設等の建設並びに運営維持管理の責任は、都が責任を負うべき合理的な理由がある事項を除き、原則として事業者が負うこととする。

（2）想定されるリスクと責任の分担

都と事業者のリスク分担は、原則として募集要項公表時の事業契約（案）に規定するが、その概略をリスク分担表（案）として別添（24頁・25頁）のとおり示す。また、要求水準書（案）において業務区分表等も示す。

3 都による事業の実施状況の監視

（1）設計時

事業者は、設計内容について定期的に都に報告を行い、設計完了時に指定された設計図書を都に提出し、都の確認を受ける。

（2）工事施工時

事業者は、都に提出した工程表に基づいた工事施工の状況について、定期的に都に報告し、工事施工の状況の確認を受ける。また、都は必要に応じて、工事施工の状況についての確認を行うことができる。

（3）工事完成時

事業者は、施工記録等を用意して、現場で都の確認を受ける。

（4）運営期間中

事業者は、都に対して、事業契約等に規定した方法に従って、業務の実施状況と財務状況を報告する。

都は、事業者が事業契約で定める契約条件等に違反した場合又は要求水準を満たしていない場合は、事業者に対して改善措置を求めることができるものとする。報告及び改善措置の方法、内容等については、入札説明書で明示し、最終的には事業契約で定める。

（5）事業期間満了時の措置

都は事業期間満了後も事業の継続実施を考えている。従って、都は事業期間満了時に、病院施設等の状態が都の求める性能要件を満たしている状態であること（以下「性能要件満足状態」という。）を事業者に求めることとしており、事業者は、性能要件満足状態であるか否かについて、都の確認を受けなければならない。

4 サービスの対価としての委託費等の支払い

都は、医療関連サービス等の提供に要する費用を一本化したサービスの対価として、事業者に委託費等を支払う。都から事業者へ支払われる委託費等は、利用量や特定収益の多寡に係わずに支払われる固定費と、利用量や特定の収益額に連動する変動費及び経営支援報酬から構成される。

固定費のうち初期投資に要する費用については、その一定割合については、事業者から都へ病院施設等の所有権が移転する時に支払われ、残りの初期投資に要する費用については、初期投資以外の固定費と共に運営期間にわたって分割して支払われる。

また、経営支援報酬は、病院経営支援業務の対価と位置付けられ、固定費分に加えて病院全体収支の改善額の一定割合をインセンティブとして加算することを考えている。

一方、都は、事業者が提供する運営持管理業務等が各要求水準を満たしているかどうか確認し、業務履行を確保するとともに、事業の安定した経営による事業の継続を確保するため、モニタリングを実施する。モニタリングの結果、事業者の実施するサービスの水準が契約した要求水準を満たしていない場合、都は事業契約の規定に従って委託費等を減額することができる。委託費等の支払いの仕組み等の詳細は募集要項に規定する。

第4 施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 整備対象施設の概要

(1) 多摩広域基幹病院（府中病院）

ア 現状

府中病院は、多摩地域において総合的な医療機能を持つ唯一の都立病院として、高度・専門医療を提供している。しかし、現在の施設は、昭和44年に建設された本館(A館)を始め、増築を重ねてきており、当初に建設された施設は老朽化が著しい上、施設全体として動線が複雑化し、現在地において運営を行いながら改築していくことは困難である。

イ 整備に当たっての基本的考え方

府中病院は、多摩地域を中心に高度、専門的な医療を提供している病院であり、今後とも、三次救急医療を含む東京ER、精神科救急医療、結核医療等、複数のセンター的機能を有する「多摩広域基幹病院」として整備し、その役割を果たしていく。整備に当たっては、救急医療の充実、特に救急医療に不可欠な心臓血管外科を設置し、心臓病医療を充実していく。さらに、災害医療拠点としても整備していく。

また、小児病院の移転統合により整備する「小児総合医療センター」や「神経難病医療センター」として整備する神経病院等との連携・協力体制を強固にし、多摩メディカル・キャンパス全体として、高度・専門医療機能のより一層の向上を目指す。

ウ 運営理念・基本方針

[運営理念]

(ア) 多摩地域における医療の拠点

多摩メディカル・キャンパス内の他の施設と連携を図りつつ、高度・専門的な診療機能に加え、総合的な診療基盤を基礎として救急医療などの行政的医療を適切に提供するとともに、幅広い医療ニーズに対し、急性期に重点を置いて総合的に対応していくことにより、多摩地域における医療拠点としての役割を担う。

(イ) 多摩地域全体の医療水準の向上

多摩地域の医療拠点として、他の医療機関等と密接な連携を図ることにより、多摩地域全体の医療水準の向上を目指す。

(ロ) 患者の視点に立った質の高い医療の提供

「都立病院の患者権利章典」に則り、患者の諸権利を尊重するとともに、生活の質(QOL)の向上や快適な療養環境に配慮し、EBM(Evidence Based Medicine: 根拠に基づく医療)に基づく質の高い医療を提供する。

(ハ) 365日、24時間の安心を支える医療の提供

総合的な救急診療体制により、様々な症状の救急患者に適切な医療を提供し、365日、24時間の都民の安心を支える。

(ニ) 社会とともに創る医療の提供

医療に関する様々な情報を提供していくとともに、ボランティアなどによる社会的支援を積極的に受け入れ、社会に開かれた病院運営を行っていく。

[基本方針]

(7) 質の高い医療の提供

各部門、各職種の職員によるチーム医療を推進することにより、総合的な医療機能を最大限に発揮し、質の高い医療を提供する。

(4) 安全・安心で信頼される医療の提供

医療事故の発生を防止するなど、医療安全管理に万全を期し、安全・安心で信頼される医療を提供する。

(9) 救急医療の充実

東京 E R や精神科救急等、幅広い救急医療に積極的に対応し、都民の安心を支える。

(I) 災害への対応

災害拠点病院として、災害に即応できる体制を確保し、都民の生命を守る。

(4) 安全で快適な療養環境の提供

患者の生活の質（QOL）を高め、心のやすらぐ安全で快適な療養環境を提供する。

(4) キャンパス内連携の推進

多摩メディカル・キャンパス内の各施設が、それぞれの特徴を活かした質の高い医療を提供していけるよう、キャンパスにおける中核的施設として、各施設と密接な連携を図る。特に小児総合医療センターとの連携においては、小児から成人に至るまでを一貫して捉えた、継続的な医療の提供を目指す。

(4) 地域の医療機関との連携の推進

地域の医療機関等との密接な連携により、患者が症状に応じて適切な医療機関を受診できるようにするとともに、地域の医療機関への支援を行い、多摩地域全体の医療水準の向上を目指す。

(7) 明日の医療を支える人づくり

医療従事者の養成に向け、研修医や学生を積極的に受け入れるなど、将来の医療を支える人材の教育、研修、技術的支援に積極的に取り組む。

(7) 健全な経営の確立

多摩地域における医療の拠点として、良質な医療を広く都民に安定的、継続的に提供していくため、健全な経営を行っていく。

エ 医療連携の強化

地域の医療機関等との役割分担を明確にした上で、連携を更に強化することにより、患者が安心して受診できる医療提供体制を確立し、多摩地域全体の医療サービスの向上を図る。

このため、多摩地域における広域基幹病院として、大学病院や地元医師会などを含めた「広域基幹病院のネットワーク協議会（仮称）」を立ち上げ、病院の開設が予定されている平成 21 年度を目指して具体的な検討を行う。

オ 施設整備の考え方

- (ア) 現在地で運営を行いながら改築を行うことは困難であるため、隣接する、現在一般会計所有の土地に新病院施設を建設する。
- (イ) 整備に当たっては、より効率的かつ効果的に事業を推進していくため、PFI手法の導入を目指し手続きを進めていく。
- (ウ) 府中病院既存施設のうち、築年次が比較的新しいB館等の施設については、有効活用を図ることを前提とし、多摩メディカル・キャンパス全体の施設配置を検討する中で決定していく。

カ 病床規模

一般病床	668床
結核病床	48床
精神科病床	34床
合計	750床

キ 想定外来患者数

1日あたり、1,500人程度

(2) 小児総合医療センター（現清瀬小児病院・現八王子小児病院・現梅ヶ丘病院）

ア 現状

清瀬小児病院、八王子小児病院及び梅ヶ丘病院については、それぞれが小児の専門病院、小児精神の専門病院として機能してきた。しかし、小児科領域における医療の多様化、小児期疾患の成人後の対応、「こころ」の病を持つ患者の増加、全国的な小児科医師の減少等、それぞれの病院が困難な課題に直面している。また、各病院とも施設の老朽化が進んでおり、現施設において今後とも良質な医療を提供し続けることは困難な状況にある。

イ 整備に当たっての基本的考え方

限られた小児の医療資源を最大限に有効活用していくため、清瀬小児病院、八王子小児病院、梅ヶ丘病院を統合し、小児に関し、「こころ」から「からだ」に至る総合的で高度・専門的な医療を提供する病院としての小児総合医療センターを、新たに多摩メディカル・キャンパス内に整備し、都における小児医療の拠点として充実を図っていく。

再編整備に当たっては、多摩地域に不足する周産期医療の充実を図るとともに、「こころ」と「からだ」の診療部門の専門家等が連携して、「こころ」と「からだ」を総合した医療を提供する。

また、アレルギー医療や思春期医療など、専門医療を充実していく。

さらに、キャリアオーバー患者への円滑な対応、救命救急医療を含む小児救急医療への対応等、多摩広域基幹病院や神経難病医療センターとの間で、成人医療と小児医療の密接な連携体制を構築する。

ウ 運営理念・基本方針

[運営理念]

(7) 東京都における小児医療の拠点

都における周産期・小児医療の拠点として、一般の医療機関では対応が困難な子どもの疾患に対し高度・専門的な医療を提供するとともに、他の関係機関との密接な連携を推進することにより、21世紀の小児医療の発展に寄与する。

(1) 子ども中心の医療の提供

E B M (Evidence Based Medicine : 根拠に基づく医療) に基づく医療の提供をはじめ、「都立病院の患者権利章典」に則り、患者である子どもと家族の「説明を受け医療に参加する権利」「プライバシーが守られる権利」等の諸権利の尊重、さらに、発達過程にある子どもの特性、生活の質 (Q O L) や快適な療養環境に配慮するなど、患者と家族の視点に立った質の高い医療を提供する。

(ウ) 「こころ」と「からだ」を総合した医療の提供

小児期から思春期にかけての「こころ」の疾患とそれに伴う「からだ」の症状、慢性的な「からだ」の疾患をもつ子どもの心理的問題への対応など、「こころ」と「からだ」を密接に関連づけた総合的な医療を提供する。

(I) 子どもの成長とともに歩む医療の提供

多摩メディカル・キャンパス内の成人を対象とした医療施設と密接に連携し、受胎、出生から小児、思春期、成人に至るまでを一貫してとらえた、継続的な医療の提供を目指す

(4) 社会とともに創る医療の提供

小児総合医療センターや都の小児医療に関する情報の発信を行うとともに、子どもと家族の人権に配慮しつつ、ボランティアなどからの社会的支援を積極的に受け入れ、社会の変化に即応できる病院運営を行う。

[基本方針]

(7) チーム医療の推進

子どもの様々な疾患に対して、「こころ」と「からだ」を総合した高度・専門的な医療を提供するため、総合的な医療方針に基づき、診療科の枠を超えて、全ての医療スタッフが連携して治療に当たる。

(1) 安全・安心で信頼される医療の提供

医療安全管理に万全を期し、安全・安心で信頼される医療を提供する。

(ウ) 救急医療の充実

地域の医療機関等と密接に連携しつつ、子どもの救急患者に365日、24時間を通して対応し、都民の安心を支える。

(I) 外来・在宅医療への的確な対応

医療技術の進歩に伴い、入院治療に対する外来治療及び在宅医療の比重が相対的に高まりつつある動向を踏まえ、専門外来及び在宅医療への対応を的確に行えるよう体制を整備する。

(4) 成育支援、安全で快適な療養環境の提供

遊び、運動、治療と連携した保育・教育等子どもの発達過程に欠かせない療養環境と、子どもが安心できる癒しの環境を提供する。

(カ) キャンパス内連携の推進

子どもの成長とともに歩む医療を目指すため、多摩広域基幹病院など多摩メディカル・キャンパス内の成人を対象とした医療施設と密接に連携する。

(キ) 他の関係機関との連携の推進

都における周産期・小児医療の拠点としての役割を果たすとともに、早期の社会復帰や病気の予防、健康の増進への取組みを支援するため、他の医療機関や保健、福祉、教育機関等との密接な連携を図り、相互のネットワークを構築する。

(ク) 明日の小児医療の基盤づくり

臨床研究等を推進するとともに、将来の小児医療を支える人材への教育、研修、技術的支援にも積極的に取り組む。

(ケ) 健全な経営の確立

小児総合医療センターに課された医療機能を安定的、継続的に提供していくため、健全な経営を進めていく。

エ 医療連携の強化

小児総合医療センターには、その機能を活用し、他の医療機関などとの密接な連携を図りながら、一般の医療機関では対応困難な患者を受け入れることが求められる。このため、多摩メディカル・キャンパス内外の他施設との連携について、以下のとおり行う。

(ア) 多摩広域基幹病院との連携

キャリアオーバー医療、臓器移植医療や思春期医療の患者に対する小児医療・成人医療両面での対応、ハイリスク妊娠に対する疾病併発時の支援、小児救命救急医療への対応等、両病院が協力しながら治療を行う。

(イ) 神経難病医療センターとの連携

小児神経疾患の患者については、必要に応じて神経難病センターからの高度かつ専門的な支援を受けるなど、神経難病医療センターのスタッフと協力しながら治療を行う。また、キャリアオーバー患者については、小児医療・成人医療の両面から対応する。

(ウ) 地域の医療機関等との連携

地域の医療機関をはじめ、療育・福祉施設等との役割分担を明確にした上で、連携を更に強化することにより、小児総合医療センターの診療機能、医療機器等を有効に活用するなどして、患者が安心して受診できる医療提供体制を確立する。

オ 施設整備の考え方

- (ア) 多摩広域基幹病院との間で、成人医療と小児医療の密接な連携体制を構築するために、同病院の建設予定地ともなっている、現在、一般会計所有の土地に両病院を一体的に整備する。
- (イ) 整備に当たっては、より効率的かつ効果的に事業を推進していくため、PFI手法の導入を目指し手続きを進めていく。

カ 病床規模

一般病床	386床
結核病床	12床
精神科病床	202床
合計	600床

キ 想定外来患者数

1日当たり、750人程度（からだの診療専門部：600人・こころの専門診療部：150人）

2 施設の立地条件

(1) 建設計画地

東京都府中市武蔵台二丁目8番地の4他

(2) 計画敷地面積

約52,000㎡

(3) 地域地区等

用途地域 第一種中高層住居専用地域

建ぺい率 60%

容積率 200%

高度地域 第二種高度地域

防火地域 準防火地域

3 土地の使用に関する事項

事業者は、整備予定敷地内の土地について、本事業の整備に必要な範囲内において無償で使用することができる。

4 建物等の建設要件等

病院施設等の配置、施設並びに構造に係る要件等の詳細については、募集要項に規定する。

第5 事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約及び事業契約に附帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、都と事業者は、事業契約に定められる手続によって、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約等に規定する具体的措置に従うものとする。また、契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合の措置については、解約事由や損害賠償額の算定等を事業契約に規定するが、基本的な考え方は、以下のとおり。

1 事業者の債務不履行の場合

- (1) 事業者の責に帰すべき事由により医療業務の遂行に重大な支障を及ぼす債務不履行が発生したときは、都は、事業者に対し、その旨明記した書面により、相当な期間を定めて事前に通知を行うことにより、事業契約を解除することができる。
- (2) 上記(1)の場合、事業者は、都に対して事業契約で定めた損害賠償を行う。
- (3) また、(1)の場合、事業者は、その対価が確保される限りにおいて、都の要求に応じ、次の事業者が選定され、運営維持管理業務その他それらに付随する業務が当該事業者引き継がれるまで、当該業務の全部又は一部が中断又は停滞しないような実施体制を構築し、これを維持しなければならない。

2 都の債務不履行の場合

- (1) 都の責に帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 上記(1)の場合、都は、事業者に対して事業契約で定めた損害賠償を行う。

3 当事者の責に帰すことのできない事由により事業継続が困難となった場合

法令変更又は不可抗力により事業の継続が不可能となった場合又は事業契約の履行のために多大な費用を要する場合、それぞれ法令変更又は不可抗力の規定に従い、都及び事業者は契約を解除することができる。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

都は、現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

都は、本事業に関して、事業者に対する補助、出資及び債務保証等の支援は行わない。

なお、本事業が特定事業として選定された場合には、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資の対象事業となる可能性がある。この場合、事業者は、当該融資を利用することを前提に提案を行うことは可能であるが、都は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、事業者が直接同行に問い合わせを行うこととする。

3 その他の支援に関する事項

都は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、都と事業者で協議を行い、対応策を検討する。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 債務負担行為

本事業に関する予算措置として、平成17年都議会第1回定例会で、債務負担行為を定めるよう、手続を進めるものとする。

2 情報提供

情報提供は、適宜、都のホームページ等を通じて行う。

3 入札に伴う費用負担

応募者の入札に係る費用については、すべて応募者の負担とする。

4 実施方針等に係る質問、提案の受付

本実施方針等（要求水準書（案）事業契約（案））に対する質問、提案がある場合は、別紙（様式1）又は別紙（様式2）に記入し、提出期間内に電子メールにより、以下の実施方針担当部局へ提出するものとする。

質疑応答を正確に表現するために図面等が必要な場合など、特段の事情がある場合のみ、持参又は郵送を認める（図面等が必要な場合は、図面等のみ持参又は郵送とすること）。持参の場合は、下記提出期間の午前9時から午後5時までの間（但し、正午から午後1時までを除く。）とし、受付場所は下記の実施方針担当部局とする。

各回提出期間最終日における電子メールの受付時間は、午後5時までとする。郵送の場合は、各回提出期間最終日までに以下の実施方針担当部局に到着したものを受け付ける。

なお、口頭、電話等による質問等は受け付けない。

1件の質問、提案に対し、1枚の別紙様式を使用し、別紙様式1及び別紙様式2のファイルをMicrosoft社製のWord97、Word98、Word2000、Word2002のいずれかにて作成し、電子メールに添付して送信すること。なお、電子メールの件名は、「多摩病院PFI事業への質問/提案」とすること。

【提出期間】

第1回：平成16年10月18日（月曜日）から10月22日（金曜日）まで

第2回：平成16年11月15日（月曜日）から11月19日（金曜日）まで

5 質問に対する回答等

提出された質問等に関する回答については、質問者を特定できないようにした上で、特定事業選定時まで、順次、都のホームページで公表する。

【回答公表予定】

第1回提出期間の質問等への回答：平成16年11月9日（火曜日）公表予定

第2回提出期間の質問等への回答：平成16年11月30日（火曜日）公表予定

【実施方針担当部局】

東京都病院経営本部経営企画部総務課再編整備事業推進係（多摩キャンパス担当）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎

29階 南側

電話 03-5320-5807（直通）

03-5321-1111（代表）（内線50-125）

電子メールアドレス：tama-syouni@ml.metro.tokyo.jp

東京都病院経営本部ホームページURL：<http://www.byoin.metro.tokyo.jp/>

(様式1)

平成 年 月 日

実施方針等に対する質問書

「多摩広域基幹病院（仮称）及び小児医療センター（仮称）整備等事業」について、以下のとおり質問します。

会社名	
所在地	
部署	
質問者氏名	
連絡先	電話： FAX： 電子メール：

質問事項 (タイトル)	
実施方針等での対応部分	

: 対応部分は「2.(2)ウ」というように記入してください。

質問内容	
------	--

質問事項は一問につき本様式を一枚使用してください。

(様式2)

平成 年 月 日

実施方針等に対する提案書

「多摩広域基幹病院（仮称）及び小児医療センター（仮称）整備等事業」について、以下のとおり提案します。

会社名	
所在地	
部署	
提案者氏名	
連絡先	電話： FAX： 電子メール：

提案事項 (タイトル)	
----------------	--

提案内容	
------	--

提案事項は一問につき本様式を一枚使用してください。

リスク分担表(案)

	No.	リスク項目	リスクの概要	リスク分担	
				都	事業者
共通リスク	1	募集要項リスク	募集要項の誤りに関するリスク		
	2	応募リスク	応募費用の負担		
	3	契約締結リスク	都の責に帰すべき事由により事業契約が結べないリスク		
	4		事業者の責に帰すべき事由により事業契約が結べないリスク		
	5		上記以外の事由により事業契約が結べないリスク		
	6	資金調達リスク	必要な民間資金調達が確保できないリスク		
	7	法令変更リスク	本事業に直接関係する法令(税制度を除く)の変更、新設に伴うリスク		
	8		上記以外の法令(税制度を除く)の変更、新設に伴うリスク		
	9	税制度変更リスク	消費税率の変更、資産保有等に係る税制度変更、新税の設立に伴うリスク		
	10		事業者の利益に課せられる税制度の変更(例:法人税率の変更)、新税の設立に伴うリスク		
	11	許認可取得リスク	都の責に帰すべき事由により取得すべき許認可が取得できないことによるリスク		
	12		事業者の責に帰すべき事由により取得すべき許認可が取得できないことによるリスク		
	13	住民対応リスク	事業者が行う業務に起因するもの		
	14		上記以外に起因するもの		
	15	第三者賠償リスク	事業者が行う業務に起因するもの(事業者の責による維持管理不備等に起因するもの)		
	16		上記以外に起因するもの		
	17	環境リスク	事業者が行う業務に起因するもの		
	18		上記以外に起因するもの		
	19	債務不履行リスク	都の責に帰すべき事由による債務不履行		
	20		事業者の責に帰すべき事由による債務不履行		
	21	不可抗力リスク	暴風、豪雨、地震、火災、騒乱、暴動他の、都又は事業者のいずれの責にも帰すことのできない自然的又は人為的現象に起因するリスク		*注1
	22	物価変動リスク	開設までの工事費等に係る物価変動リスク		
	23		上記以外の物価変動リスク		*注2
	24	金利リスク	融資実行日までの基準金利(例:LIBOR)の水準変動リスク(但し、融資実行日が合理的な期間内に設定される場合に限る)		
	25		上記以外の金利リスク		
	26		事業者の責に帰すべき事由により部分解約することによる委託業務範囲の変更によりリスク		
	27		上記事由以外の業務範囲変更によるリスク		
	28	要求水準変更リスク	要求水準の変更に伴うリスク		
建設リスク	29	測量・調査リスク	都が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するリスク		
	30		上記以外の測量・調査に起因するリスク		
	31	用地リスク	計画用地の確保、計画用地の土壤汚染、計画用地中の障害物		

:当該リスクの主な分担者

*注1: 不可抗力リスクについては、都が主にリスクを負担するが、損害を最小限にとどめる経済的動機付けを与えるため生じた損害又は増加費用の一部については、事業者も負うものとする。

*注2: 開設までの工事費等にかかる分を除いた物価変動リスクについては、都が主にリスクを負うが、事業契約において都と事業者との間で予め合意した価格改定条項による一定のリスクについては、事業者も負うものとする。

	No.	リスク項目	リスクの概要	リスク分担	
				都	事業者
建設リスク (続き)	32	設計リスク	都の指示による設計変更によるリスク		
	33		上記以外による設計リスク		
	34	要求水準未達リスク	運営開始前段階の要求水準を満たせないリスク		
	35	開設遅延リスク	都の責に帰すべき事由による開設遅延に伴うリスク		
	36		上記以外による開設遅延に伴うリスク		
	37	施設損傷リスク	事業者が、施設を都に引き渡す前に生じた、施設や材料の破損に関するリスク		
	38	初期投資増大リスク	都の責に帰すべき事由による初期投資増大に伴うリスク		
	39		上記以外の事由による初期投資増大に伴うリスク		
	運営・維持管理 リスク	40	病院経営リスク	病院の経営に関するリスク	
41		診療行為リスク	診療行為に関するリスク		
42		委託費支払遅延・不能 リスク	都の責に帰すべき事由による委託費支払いの遅延、不能のリスク		
43		需要変動リスク	患者数等の需要変動(利便施設関係を除く)に伴うリスク		
44		要求水準未達リスク	運営開始後の要求水準を満たせないリスク		
45		施設瑕疵リスク	施設の瑕疵担保期間を過ぎた、事業者の運営開始後の業務に起因しない施設瑕疵に関するリスク		
46			上記以外の施設瑕疵に関するリスク		
47		施設劣化リスク	事業者の責に帰すべき事由(適切な維持管理、運営業務を怠ったこと等)による施設の劣化に関するリスク		
48			上記以外の事由による施設の劣化に関するリスク		
49		施設損傷リスク	事業者の責に帰すべき事由による施設の損傷に関するリスク		
50			上記以外の事由による施設の損傷に関するリスク		
51		利便施設運営業務に 係るリスク	利用者数の変動を含めた利便施設運営に関するリスク		
移管リスク	52	移管手続リスク	契約満了時の移管手続、業務引継及び事業者側の清算手続に要する費用		

:当該リスクの主な分担者

多摩メディカル・キャンパス配置図



